

5月12日は、 民生委員・児童委員の日 ～仲間と一緒に地域と共に～

5月12日は、全国民生委員児童委員連合会が定める「民生委員・児童委員の日」です。

この日は、大正6(1917)年5月12日に岡山県で「済世顧問設置規程」が公布され、民生委員制度の起源となる「済世顧問制度」が創設されたことに由来するものです。



徳島県民生委員児童委員協議会では、毎年5月12日を中心に、民生委員・児童委員活動に対する理解促進を図ることを目的として市町村民生委員児童委員協議会や社協、行政等の関係機関と連携した啓発活動に取り組んでいます。

とくしま福祉広報

224号

March
2026

社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会

〒770-0943 徳島市中昭和町1丁目2番地 徳島県立総合福祉センター内

tel:088-654-4461 fax:088-654-9250

e-mail:office@tokushakyo.jp https://fukushi-tokushima.or.jp/

民生委員・児童委員活動の知見と思いを未来へ

～地域における相談活動と包括的支援体制の充実に向けて～

現在、福祉ニーズは一層複雑化し、制度サービスだけでは十分に対応しきれない状況が続いています。社会福祉法第4条では「地域生活課題」という用語が用いられ、従来の「福祉課題」から、保健・医療・住まい・就労・教育など、生活全般に視点を広げることを求めています。

こうした中、社協では地域住民や地域福祉関係者、民生委員・児童委員と連携し、制度のみでは対応が難しい地域生活課題の把握に務めてきましたが、これらの課題は依然として深刻化する傾向にあります。

特に社会的孤立が深く関係する中、専門職のみならず、地域住民を中心とした支え合いの再構築が強く求められており、住民主体の支え合いの強化と、NPOや公益法人、営利法人も含む幅広い協働が、地域共生社会の実現に向けた大きな力になると考えています。

こうした認識のもと、県社協では徳島県民生委員児童委員協議会と協働し、令和7年1月に県内すべての民生委員・児童委員を対象に、相談状況や地域生活課題、取組事例の把握を目的としたアンケート調査を実施しました。

調査結果からは、地域住民、社会福祉関係者、ボランティア、そして民生委員・児童委員が、地域福祉推進の中心的役割として期待されている姿があらためて明らかとなりました。

今後も、関係者が一体となり、地域住民や関係機関と協力しながら、包括的支援体制の構築と地域福祉の推進に取り組んでまいります。



お笑い芸人**デニス**のおふたいと
徳島県住みます芸人の**みつとしー**が
メインステージを盛り上げてくれました！



FUKU

フェス! 2025

2025年11月16日(日)
ゆめタウン徳島

昨年までは、「ヌクモリティいっぱい KAIGO FESTA」として
介護の魅力発信を行っていました。

今年は、**福祉全般の魅力**を発信することで、
福祉をもっと身近に感じ、理解を深めていただくとともに、
将来的な人材確保を目的として、
沢山の関係機関の御協力を得て開催いたしました。



お客さん達も
楽しんでます！



たくさんの関係機関が協力して
ブースを盛り上げました！



約**2,500**名！

御来場いただいた皆さま、
ありがとうございました。

主催：福)徳島県社会福祉協議会、徳島県老人福祉施設協議会、徳島県社会福祉法人経営者協議会、徳島県

福祉のお仕事探しをサポート

徳島県福祉人材センター



アイネット



徳島県内の福祉のお仕事の求人登録・紹介斡旋・再就職のための
セミナー等を開催しています。是非ご利用ください！

TEL：088-625-2040

〒770-0943 徳島県徳島市中昭和町1丁目2

徳島県社会福祉協議会 徳島県福祉人材センターアイネット



福祉職場の見学・体験 (介護・保育・障がい分野)

学生さんも大歓迎！一般の方も参加可能です

参加者募集中！

★詳細はアイネットHPで→



子どもの権利を守る子どもアドボカシー

～すべての子どもにアドボカシーを～



NPO子どもアドボカシー Act for 代表 まつしま ようこ

1. 子どもの声を聴くと、わがままな子になる？

子どもの意見を聴くと、「わがままな子になるのではないかと心配のお声をいただくことがあります。大人が子どもの言いなりになってしまつたという懸念からか、子どもは大人に従うべきだという考え方が、未だに根強いようです。」

子どもの意見表明権の保障を掲げた国連子どもの権利条約に、日本が批准したのは、1994年のことでした。しかし、なかなか子どもの声を尊重する習慣が社会に根付かず、懸命に発せられたSOSさえも握りつぶされた結果、目黒区五歳児虐待死事件(2018年)や、野田市小四児虐待死事件(2019年)など、痛ましい事件が相次ぎました。国は、尊い子どもたちの命を犠牲にした反省から、2023年に施行されたこども基本法において、子どもの意見表明権の保障を大きな柱として掲げました。

子どもアドボカシーが浸透した国において、子どもがわがままになったという報告はなく、情緒が安定した、自分の意見を言えるようになった、他者の意見を尊重できるようになった、課題解決力があがったなど、良い効果が報告されています。

2. 大人たちは変わるのか

「子どもの権利だかんだか知りませんが、話にならないほど悪い生徒がいるんですよ!」

ある若手の先生のお声です。子どもの権利を否定したのち、体罰や怒鳴りつけを肯定する発言が続きました。ご自身も学生時代に体罰を受けてお育ちになったそうで・・・。

学校では、体罰が認められてきたと誤解している方が多くいますが、実際には違います。日本は世界に先駆け、明治時代に学校での体罰を禁止していました。

では、いつから変わってしまったのでしょうか。太平洋戦争から復員した徳島の教育者三木洋一は、教師たちの高圧的なふるまいを、戦時下の「軍国教育の名残りである」と評しています。終戦から80年、名残りとしてはあまりにも長すぎます。私たちは、負の世代間連鎖を断ち切り、子どもの権利を守るために、力を尽くしていかなばなりません。

3. 声を聴きあう好循環へ

さて、先ほどの体罰や怒鳴りつけですが、福井大学、ハーバード大学など、複数の研究機関により、当然ながら子どもの発達に悪影響であるという研究結果が出ています。米国小児科学会AAPの研究では、大人が高圧的な態度を改め、適切な感情表現をもとに、肯定的で穏やかな接し方に変えるだけで、子どもの攻撃性やわがままなふるまいが、6ヶ月で30〜50%減少したというデータが報告され

ました。子どもは大人のふるまいを真似して吸収しているのです。しかし、そんなことは百も承知であっても、対応の難しいお子さんには、どうしたら良いか困惑してしまうこともあるでしょう。そうした時こそ、べつと堪えて、声を聴いてあげてほしいのです。暴力行為が止められないお子さんには、どんな気持ちなのかを言語化して表出できるように、はたらきかけてあげてください。言語化が難しければ、感情を表すカードの選択からでも構いません。あるお子さんは、「怒り」ではなく「悲しみ」のカードを選びました。周囲からは、

悲しんでいるようには全く見えませんでした。が、「本当は悲しかったんだね」と気持ちを受け止めてもらえたことで、暴力に訴えることは減っていききました。

あるとき、他のお子さんが暴れると、その子はカードを差し出し、選ばせてあげていました。声を聴いてもらえた子は、他者の声を聴ける優しい子になるのです。

社会的に子どもの意見表明権が保障されていなかった時代に子ども期を過ごした私たちが、自分たちはしてもらえなかったことを、実現していくのは、決して容易ではありませんが、少しずつ声を聴き合う社会に変えていきたいものです。

子どもアドボカシーって何?



・子どもの声を聴き(代弁し)状況を良くしていくこと

・子どもの意見表明権の保障・・・子どもの権利条約
こども基本法・こども大綱

➔ 子どもの権利を守ること

子どもの声を聴く技術

こころの声



こども

感情受け止め思考

表出・表現

- ①表情、しぐさ、言葉、視線、健康状態等
- ②伝え返し、要約、要望の確認
- ③肯定 or 訂正(遠慮なく違うと言える雰囲気)

こどもの本当の気持ちと、大人の検測では必ず差異があることを忘れずに!

子どもの気持ちの推測



アドボケイト

感情受け止め思考

解説・理解

出典：こどもアドボカシー活動の手引き(全国こどもアドボカシー協議会)岡田純一「困り感を受け止めるコミュニケーション」を子どもアドボカシーAct forの一部変更

令和7年度とくしまボランティア体験月間標語コンクール

ボランティア活動への理解と参加の促進を図るため、本県の中学生・高校生を対象に、ボランティア活動から得た学びや想いが表現された標語を募集したところ、約千通の応募をいただきました。審査を経て入賞作品を選定しましたので、ご紹介します。



中学生の部

最優秀賞 『よりそって 誰かの心の つえになる』

海陽町立海陽中学校 1年 西谷 滉智 さん

- 『ボランティア 心と心が つながる場』
吉野川市立鴨島第一中学校 1年 尾田 晴美 さん
- 『手を伸ばす あなたの笑顔が 町照らす』
海陽町立穴喰中学校 2年 寺岡 歩 さん
- 『さがそうよ だれかのために できること』
東みよし町立三好中学校 3年 田村 幸暉 さん
- 『思いやり まごころこめて ボランティア』
徳島県立鴨島支援学校 3年 新開 皇介 さん

優秀賞

高校生の部

最優秀賞 『勇気出し 人に優しさ おすそわけ』

徳島県立鴨島支援学校 2年 新開 宥斗 さん

- 『私から 誰かのために 出来ること』
徳島県立吉野川高等学校 2年 西村 朋花 さん
- 『助け合い みんなで繋ぐ 思いやり』
徳島県立阿波西高等学校 2年 矢野 美音 さん
- 『その一歩 誰かのための“力”になる』
徳島県立池田高等学校辻校 1年 嵯峨 結依 さん

優秀賞

ありがとうございます

預託

●株式会社ジェイテクト様から県内社会福祉協議会に備蓄用飲料水の御寄贈●四研究会から福祉施設1カ所に車いすの御寄贈●株式会社レイ薬局様並びにクラシエ株式会社様から福祉施設5カ所に車いすの御寄贈●株式会社セブン-イレブン・ジャパン様から上勝町社会福祉協議会及び牟岐町社会福祉協議会に店舗改装等に伴う在庫商品の御寄贈●公益社団法人生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会徳島県協会様から那賀町社会福祉協議会に福祉車両の御寄贈●一般社団法人生命保険協会徳島県協会様並びに徳島県生保労連徳島県に働く生保の仲間様から神山町社会福祉協議会に福祉車両の御寄贈

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

令和7年度

ボランティア活動保険

商品パンフレットは
コチラから
(ふくしの保険ホームページ)



保険金額・年間保険料（1名あたり）

団体割引20%適用済/過去の損害率による割増適用

保険金の種類		プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円		
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額		6,500円		
	手術 保険金	入院中の手術		65,000円	
		外来の手術		32,500円	
	通院保険金日額		4,000円		
賠償責任	地震・噴火・津波による死傷		×	○	
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)		
年間保険料			350円	500円	

<重要>

- ◆基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆年度途中でご加入される場合も左記の保険料となります。
- ◆中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆途中でボランティアの入替や、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。



ボランティア行事用保険

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償

(傷害保険)

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

●このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
〈保険会社〉
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)
この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667
受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)